

平成 30 年 12 月 10 日

## 村田町武家屋敷施設利用規程

(趣旨及び目的)

第 1 条 本規程は、「村田町武家屋敷」(以下「武家屋敷」という。)に関し、村田町武家屋敷(旧田山家)条例(平成 29 年村田町条例第 2 号)、村田町武家屋敷(旧田山家)管理規則(平成 30 年村田町規則第 12 号)に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項を定め、施設の適正な利用を保つことを目的とする。

(施設)

第 2 条 武家屋敷に次の施設を置く。

- (1) 主屋
- (2) 土蔵 1 階
- (3) 庭園

(指定管理者)

第 3 条 武家屋敷の指定管理者(管理運営責任者)は、株式会社まちづくり村田とする。

(武家屋敷の休館日)

第 4 条 武家屋敷の休館日は、1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日までとする。

(使用料及び使用時間)

第 5 条 武家屋敷の使用料及び使用時間は、別表のとおりとする。ただし、使用上特に必要と認めるときは、町長が別に定めることができる。

2 前項ただし書きによる使用上特に必要と認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 町の機関が行事又は事務を行うため施設の全部又は一部を使用する場合
- (2) 町が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため施設の全部又は一部を使用する場合
- (3) 災害等に係る救助等のため関係機関が施設の全部又は一部を使用する場合

3 利用者は、利用料を指定管理者に支払わなければならない。

4 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町及び指定管理者の責めにより使用することができなくなった場合、不可抗力により利用できなかった場合、又は管理者が特別な理由があると認めた場合、その他正当と認める理由がある場合は、この限りでない。

(利用基準)

第 6 条 武家屋敷を利用しようとするもの(以下「利用者」という。)は、次の用途に利用することができる。

- (1) 町民文化向上のための施設活用
- (2) 史跡に触れるための施設宿泊
- (3) 地場産品の振興と地域産業の活性化のための、農産物の直売及び特産品の開発及び販売
- (4) 前3号に定める販売のための文化交流イベント
- (5) 移住定住イベント
- (6) 研修や会議のための施設利用
- (7) その他管理運営責任者が必要と認めた事業  
(利用受付)

第7条 利用者は、村田町武家屋敷(旧田山家)利用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 受付時間は、休館日を除いて、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 受付は、株式会社まちづくり村田事務所を窓口とし、書面または電話にて申請を受ける。

(利用許可)

第8条 指定管理者は、第7条1項の利用を適当と認めたときは、村田町武家屋敷(旧田山家)使用許可書(様式第2号)により許可するものとする。

- 2 施設等の利用許可は、原則として申し込みの先着順とする。
- 3 利用者は、適切な施設利用のため、付属備品、備品の使用方法等の注意事項の説明を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理運営上支障があると認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (4) 許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。
- (5) 許可なくして、火気を使用しないこと。また、敷地内では全面禁煙とする。
- (6) 施設のき損、落書、壁、柱等に、はり紙、釘打ち等をしないこと。
- (7) 許可なくして、物品の販売をしないこと。
- (8) 危険物を持ち込まないこと。
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(10) その他管理運営責任者の指示に従うこと。

(11) 前10号に定めるもののほか、管理運営責任者が別に定めること。

(利用料の減免)

第10条 指定管理者は、特に必要と認める場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

2 利用料を減免できる場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 10割

(2) 町が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のために使用する場合 10割

(3) 国、他の地方公共団体が主催して使用する場合 5割

(4) その他の団体で町長が減免を必要と認める行事のため使用する場合 5割

3 前項の規定により減免を受けようとする者は、村田町武家屋敷(旧田山家)使用料減免申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可の取り消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が前条の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。

(職員の立ち入り)

第12条 指定管理者は、武家屋敷の管理運営上必要と認めるときは、職員をもって使用中に立ち入らせることができる。

(き損等の届出)

第13条 利用者は、武家屋敷の施設、設備、備品等をき損、汚損又は滅失(以下「き損等」という。)したときは、速やかに村田町武家屋敷(旧田山家)施設等のき損等届(様式第4号)により、その旨を指定管理者に届け出なければならない

(損害賠償)

第14条 利用者は、武家屋敷の使用に際して、施設又は設備をき損させ、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(長期利用者の報告)

第15条 指定管理者は、特定の利用者が土蔵を長期利用する場合、その利用者に変更になる都度、管轄の消防署へ報告する。

(鍵の受け渡し)

第16条 指定管理者は、利用者への鍵の受け渡しを施設利用の説明と共に武家屋敷にて行うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、武家屋敷の利用に関し必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 20 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

## 1 貸室利用料

### (1) 主屋

- ・基本料金(消費税込)

利用時間	使用料(1 時間につき)
12 時～15 時	500 円

### (2) 土蔵

- ・基本使用料(消費税込)

利用時間	基本使用料(1 時間につき)
10～16 時	1,000 円

## 2 宿泊費

- ・基本宿泊料(消費税込)

使用時間	単位	基本宿泊料
16 時～ 翌朝午前 10 時	1 人素泊まり	10,000 円
	2 人素泊まり	19,000 円
	3 人素泊まり	27,000 円
	4 人素泊まり	34,000 円
	5 人素泊まり	40,000 円
	6 人素泊まり	45,000 円
	7 人素泊まり	49,000 円
	8 人素泊まり	52,000 円
	9 人素泊まり	54,000 円

※連泊の場合、宿泊者は到着日及び出発日を除き終日利用できるものとする。

※子供料金は、小学生以下に適用し、大人に準じる寝具を提供したときは大人料金の 50%を宿泊料とする。

# 村田町武家屋敷宿泊約款

平成 30 年 10 月 16 日

最終改正 平成 31 年 4 月 1 日

## (適用範囲)

第 1 条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## (宿泊契約の申込み)

第 2 条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名及び連絡先
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第 2 項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払い

を要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宮城県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 宮城県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規程の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設の株式会社まちづくり村田事務所において、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所、職業及び電話番号

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過3時間までは、室料金の3分の1

(2) 超過6時間までは、室料金の2分の1

(3) 超過6時間以上は、室料金の全額

(利用規程の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当施設内においては、法令遵守及び当施設が定めて掲示した利用規程に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

株式会社まちづくり村田事務所サービス時間：8時30分～17時15分

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代り得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、株式会社まちづくり村田事務所において行っていただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第 13 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めの帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客が株式会社まちづくり村田事務所にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当施設にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であって株式会社ま



ちづくり村田事務所にお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客が株式会社まちづくり村田事務所においてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第1条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料(室料)
	税金	消費税

- 備考 1 基本宿泊料は村田町武家屋敷施設利用規程に提示する料金表によります。  
 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる寝具を提供したときは大人料金の50%をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日
契約申込人数 1~9名	100%	100%	50%

- (注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。  
 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。